

平成 21 年度～23 年度 習志野市事務事業評価表

1. 事務事業基本情報

事業名	No.3 習志野郵便局旧局舎跡地整備事業			担当課	企画政策課		予算費目名	款 02	項 01	目 08
事業概要 及び目的	市民との協働のもとに策定した基本構想に基づく施設整備の実現、大久保地区の特性に相応しい環境整備を図るため、必要な公共施設の建設を推進していく。			成果指標 旧局舎解体、及び跡地利用計画決定	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
					予算額(単位:円)	878,450 円	176,480,600 円	170,302,789 円 (前年からの繰越額 170,196,050 円)	6,279,000 円	
					決算額(単位:円)	786,127 円	5,664,541 円	93,581,939		
					従事職員数	3 人	4 人	4 人		
事業の 位置づけ	章 3	安全で安心な暮らしができるまち		★左記施策(号)との結び付き 大久保地区の特性に相応しい良好な環境の整備を図るため、地元との連携・民間法人との連携の下、必要な公共施設の整備、その他市民に必要なサービスを提供できる施設の整備を推進することは、効果的な土地利用を推進する為に有効である。	従事延べ日数	156 日	312 日	208 日		
	節 2	効果的な土地利用の推進			民間活力の導入	現状は? : <input checked="" type="checkbox"/> 実現している <input type="checkbox"/> 将来可能性はある <input type="checkbox"/> 将来困難だが可能性はある <input type="checkbox"/> 余地なし				
	項 1	効果的な土地利用の推進				相手は? : <input type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 市民活動団体 <input checked="" type="checkbox"/> 企業・学校等				
	号 2	計画的な土地利用の誘導				形態は? : 事業協力、官民パートナーシップ型事業による公民一体整備				

2. 進捗状況

				平成 21 年 7 月 21 日記入					平成 22 年 7 月 9 日記入					平成 23 年 4 月 20 日記入
年度	21 年度評価 (20 年度実施した事項についての評価)				22 年度評価 (21 年度実施した事項についての評価)				23 年度評価 (22 年度実施した事項についての評価)					
実施計画上の予定	無	実施計画の予定 年度終了後	調査実施	★継続している事項、 未着手事項がある理由	実施計画 上の予定	無	実施計画の予定 年度終了後	実施	★継続している事項、 未着手事項がある理由	実施計画 上の予定	無	実施計画の予定 年度終了後	実施	★継続している事項、 未着手事項がある理由
完了した事項	・耐震化事前調査			・解体スケジュールや利用計画内容が未決定のため、地元説明会を継続中。 ・土地取得、建物取得について未決定のため、工事施工方法検討中。	・耐震化事前調査			・公共施設の内容について、管理予定者である生涯学習部及び地元と協議中。 ・国の交付金交付決定が遅れたため。	・解体工事			施設竣工に合わせ整備を行う。		
継続している 事項	・地元説明会 ・跡地利用計画策定				・地元説明会 ・跡地に伴う周辺家屋調査 ・跡地利用計画策定 ・解体工事発注				・周辺家屋調査 ・跡地利用計画策定					
未着手事項	・解体工事発注								・東側道路整備 ・解体に伴う周辺家屋補償					
改善案	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し土地取得費、解体費の財源確保を行うことにより、市主体での工事施工を進めることができる。			成果指標 実績値 無 達成率 5%	地元との協議をより進めていく。			成果指標 実績値 無 達成率 50%				成果指標 実績値 無 達成率 95%		

3. 今後の方向性

※課内協議を経て管理職が記入してください。

		平成 21 年 7 月 24 日協議実施				平成 22 年 7 月 27 日協議実施				平成 23 年 4 月 28 日協議実施					
今後の方向性	成果の方向性	拡充	○			成果の方向性	拡充	○			成果の方向性	拡充	○		
	コストの方向性														
★上記を選択した根拠	協働性、効率性の観点から、民間事業者との共同事業の手法により、新公共施設の建設を実現していくことが必要である。				★上記を選択した根拠 解体工事後は、民間事業者による施設の建設となり、本市の負担はなくなるが、公共施設内容について、満足度の高い施設となるよう協議を続ける必要がある。				★上記を選択した根拠 解体工事は完了。事業者による施設竣工に合わせ、東側道路の整備を行う。						
方向性を実現するため実施すること (改革案)	・民間提案型の官民パートナーシップ事業により、事業化を進める。 ・新しい公共施設に対する市民のニーズを把握するための公聴会等を実施する。				・建物所有者、施設管理予定者、地元(施設運営予定者)との連携のもとに、施設運営手法を確立する。										
前年度改革案の実施状況	■実施 □一部実施 □検討中 □その他 ★実施以外は具体的に記載してください。 既存建物の解体と、官民連携による施設建設に道筋をつけることができた。				■実施 □一部実施 □検討中 □その他 ★実施以外は具体的に記載してください。 事業法人候補者の決定、意見交換会の実施を行った。				■実施 □一部実施 □検討中 □その他 ★実施以外は具体的に記載してください。						